

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370008

研究課題名(和文) アリストテレスの「エネルゲイア」概念の規範性の基礎としての現代的意義の研究

研究課題名(英文) Aristotle's Conception of Energeia as anormativity in Modern Context

研究代表者

高橋 久一郎 (Takahashi, Kyuichiro)

千葉大学・普遍教育センター・教授

研究者番号：60197134

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、アリストテレスの知識論と倫理学における規範性の意義について、後者に関しては、F.Footのnatural Goodnessの翻訳と解説を通じて、前者に関しては岩波新アリストテレス全集2に『分析論後書』の翻訳と注解・解説、また『ニコマコス倫理学』の「友愛」の成立についての考察を通じて論じた。アリストテレスにおいて規範性の核は「理性」の働きとして描かれているように思われるが、具体的な規範性の成立についての考察は、むしろ、われわれの感覚・知覚に由来する経験的な営みのもとになされていることを示すことになった。

研究成果の概要(英文)：In this project I proposed a new framework of reading on the concept of normativity in Aristotole's epistemology and ethics. My point is rather simmple and in a sense tribal. The ultimate foundation of normativity in Aristotole's philosophy is usually thought to be the identy of energeia of the entity and energeia of nous. This kind of understandig is of course corect as a reading of metaphysical ground of inquiry into normativity, but useless as heuristic or a methodological means. What is important as guide in the inquiry into normativity is not foundaion but empirical generaology. So I tried to show that experienced empirical facts are real ground of normativity in normativity. And as atypical case in ethics in my paper 'Aristotle on Friendship Revisited'. I argued that our 'synaisthesis(sharing of perception)' of other person are fandamental and primitive facts in the sense of dialectical inquiry.

研究分野：哲学

キーワード：規範(norm) 知識(knowledge) 徳(virtue) 実在論(realism) 現実態(energeia)

## 1. 研究開始当初の背景

エネルギー概念は、アリストテレスのさまざまな研究領域において、それぞれの問題探求の最終局面において登場するが、いわば「困ったときの神」的な位置を占めているように見える。アリストテレスは先人の議論を検討する中で問題点を指摘し、その解決に向かって明確な、少なくとも決して「神がかってはいない」議論を積み重ねていたのに、まさにそこで問題が解決されるべき局面において、解決が、それどころか問題そのものが、実はエネルギー概念の理解をある意味で「前提」していたとされることになる。そして、そのエネルギーは、「類比」によって「総攬的に理解されるべき」であって、問題にしていた論点そのものも「エネルギー」についてある意味で理解していたがゆえに析出できたのであり、エネルギー概念について「分析的・還元的」な厳密な規定を求めべきではないとされることになる。

私はこれまで、本助成金を受けてアリストテレスの哲学における中心概念の一つである「エネルギー」概念について、「行為論」「心の哲学」「形而上学」「知識論」といった、いわば「領域」における意味と現代的意義を継続的に検討してきた。こうしたさまざまな「領域」における検討で、浮かび上がってきた最も特徴的であり、また重要なことは、ある意味では当然のこととして予想されていたことではあるが、「エネルギー」概念が、いわゆる「自然科学」的に展開されることになる「因果性」による世界の「説明」よりもむしろ、すでに成立している事柄を分析していくに当たった要件としての「合理性」に着目した「規範性」による「理解」という問題と結びついていることであった。

## 2. 研究の目的

このことから、本研究は、これまでの研究を背景に、「エネルギー」概念が「規範

性」による世界理解にどのように関わっているか、そしてその現代的意義について、哲学のさまざまな「領域」において果たしている意味を検討するだけでなく、より包括的・横断的に「規範性」そのもの目的を絞って明らかにすることを目的とした。

そしてそのために、本研究を含めた最終的な目標は、事柄としての「事実」と、規範性を担うものとしての「理由」、そしてそれらを認識して統合する「理性」の働きという三者の関わりを明らかにすることにあると、改めて設定した上で、本研究では、「規範性を支える理由となるのは事実である」という考え方をアリストテレスの著作と現代の議論を比較対照しながら、検討し、こうした考え方に「かなりの理がある」ことを示すことを目的とした。

## 3. 研究の方法

具体的な研究の展開としては、しかしながら、何らかの「領域」における「規範性」の分析から出発するしかない。「規範性」の「根拠」「核心」「支え」をどのように考えるかについては、古来、さまざまな議論がある。最も古い歴史を持つのは、自然科学的な「法則」と法学的な「掟」を、いわば一括して、「(神の)命令」という概念のもとに理解する考え方である。世界のあり方もまた、例えば、「光あれ」という神のロゴスとともに始まる。しかし現代においては、自然科学的な「法則」についてはもとより、倫理的な領域に限定しても「規範性」を一般的に神的な何かによる「命令」を核として理解することは困難である。そこで、「法的な規範に限定する形で、必ずしも神とは同一視されない何らかの「権威」、具体的には、ホッブスに原型的に示されたような、人間が「主権者」の位置に立つことで生じた「主権者の意志」と結びつけるある種の「法実証主義」的立場が登場したのは当然である。「命令」を支える何かがあるからである。

ここで、こうした「支え」の根本となるものとしては、問題となっている事柄へのわれわれの「態度」といったことが最も自然なこととして考えられようが、しかしこ

うした考え方は、極端な主観主義、相対主義へと至りかねないことも明らかである。

「支え」となるものは、客観性、あるいは少なくとも何らかの「共同主観性」を担保することができるのでなければならない。「理由」が登場する。

「態度」と「理由」は、しばしば対立的であると考えられてきたし、それもまた理由のないことではない。しかし、具体的に何らかの規範の成立している場面を記述し、成立している規範の検討や正当化が問題になる場面では「択一」的な選択を不可避とする訳ではない。典型的な場面が倫理の場面である。われわれの態度は、単に好き嫌いを表明しようとしているのではなく、理由を見いだそうとしているからであり、他者による表明を通じての場合も含めて、見いだされた理由がわれわれの態度を変えうるからである。この論点は、アリストテレスにおいては「性格的な徳」の上に「知的な徳」が成立すること、「知的な徳」が「性格的な徳」を確かなこととすることとして論じられた。アリストテレスから出発するのはこのためであるが、しかし、何故このように考えなければ「ならない」かは、必ずしも明らかではないようにも思われる。現代の議論の多くは、むしろ、択一的な議論立てを行っているからである。

そこで、本研究では、前回の研究で行った、倫理学における実在論と反実在論との論争の経緯を踏まえ、規範性の根拠としての「理由」は、心理学的な「動機」ではなく、この世界において成立している「事実」であると考えられるという点では実在論的であるが、その「事実」は、ある事柄が成立すべきであるとされる「理由」として認識されなければならない限りにおいて、われわれの「態度」から全く独立であるわけではないことに注目して、この二つの軸を交互に「問答法」的に往還する、いわば「二面作戦」を採用した。

この方法は、実はアリストテレスにおいて、われわれの探求において「本性的により先なるもの」と「われわれにとってより先なるもの」として主題化された方法論的・発見法的論点の延長線上にあり、現代

においては（明確に実在論的な立場からであるが）クリストファー・ピーコック(Christopher Peacocke)などが存在論と認識論の課題の「統合問題(Integration Challenge)」として精密な議論を展開しつつある論点である（アリストテレスとピーコックの立場は共に実在論的であり、それゆえに、その方法は明確に定式化されているが、私自身は、必ずしも実在論にコミットしない立場からも、同様の設定は可能であると考えている）。

#### 4. 研究成果

本研究は、継続的に行ってきたアリストテレスの「エネルゲイア」概念の現代的意義についての研究の一環として、われわれが「規範性」ということで論じている問題における意味を検討することを試みたものである。一般的な言い方をすれば、アリストテレスにおいては「規範性」と「因果性」とは対立・対抗する概念ではなく、相補的であり、場合によっては一致する概念として構想されているように思われる。典型的な事例は、行為の説明が、「欲求・信念」に言及しての因果モデルによってなされながら、同時に「実践的推論」という合理性モデルによっても論じられることである。この問題に関して研究期間中、私は、1) 倫理性を行為説明においてどのように位置づけるかという議論との関わりで、現代における「アリストテレス主義者」の一人であるフィリッパ・フット(Philippa Foot)の著作 *Natural Goodness* の翻訳作業を行いながらアリストテレスの位置について、2) アリストテレスが推論の規範性と正当性について論じた『分析論後書』の翻訳と注解、そして、3) 『ニコマコス倫理学』における友愛という事象についての生成論を検討することで分析を行った。

なお、この研究の結果として、この問題はさらに「真偽」「善悪」だけでなく、「美醜」に関わるコンテクストにおいても検討する必要があると考えるに至った。つまり、ギリシア的伝統においては「真善美」はいわば「三位一体」であったわけだが、そして、その名残はカントの三批判にもあるわけだが、「真偽」「善悪」において、それぞ

れに異なりはあるにしても確認された、「事実」が「理由」となり「規範性」の「支え」となるという枠組みは、「美醜」の場合にも成立するのか、それとも、「美醜」については別の枠組みが必要なのかを検討する必要が生じたので、アリストテレスの『詩学』を核とした「美学」についての考察を、(残念ながら平成28年度には不採択となったが)次の課題とすることになっている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

1 高橋久一郎 「アリストテレスの友愛論再訪」 『哲学雑誌』2015(有斐閣)  
(pp.25-45) 招待論文

〔学会発表〕(計 3件)

1 高橋久一郎 ワークショップ 「東日本大震災から見えてきたこと(3) 女・こどもの倫理(3)」2015年10月2日 熊本大学 オーガナイズと基調発言

2 高橋久一郎 ワークショップ 「東日本大震災から見えてきたこと(2) 女・こどもの倫理(2)」

2014年 10月3日一橋大学 オーガナイズと基調発言

3 高橋久一郎 ワークショップ 「東日本大震災から見えてきたこと(1) 女・こどもの倫理(1)」

2013年10月4日 愛媛大学 オーガナイズと基調発言

〔図書〕(計 2件)

1 翻訳 高橋久一郎 フィリッパ・フット著 『人間にとって善とは何か』2014(勁草書房) 監訳と解説 (pp.219-244)

2 翻訳 高橋久一郎 アリストテレス著 『分析論後書』(2014 岩波書店) 翻訳・注解と解説 (pp.575-608)

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋 久一郎 (Kyuichiro TAKAHASHI)

千葉大学・普遍教育センター・教授

研究者番号：21663533